

特化則別表第3

業務	期間	項目
エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦けん怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中のマンデル酸の量の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査（以下、単に「GOT、GPT、及びγ-GPTの検査」という。）
四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 GOT、GPT及びγ-GPTの検査
1・4-ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 1・4-ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 GOT、GPT及びγ-GPTの検査

<p>1・2—ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>6月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 1・2—ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 GOT、GPT及びγ-GPTの検査
<p>1・2—ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>6月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 1・2—ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 血清総ビリルビン、GOT、GPT及びγ-GPTの検査
<p>ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>6月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 4 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 血清総ビリルビン、GOT、GPT及びγ-GPTの検査
<p>スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>6月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有

		<p>無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定</p> <p>6 白血球数及び白血球分画の検査</p> <p>7 GOT、GPT及びγ-GPTの検査</p>
1・1・2・2—テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 1・1・2・2—テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 GOT、GPT及びγ-GPTの検査</p>
テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫せん、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>7 GOT、GPT及びγ-GPTの検査</p> <p>8 尿中の潜血検査</p>
トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫せん、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫せん、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>7 GOT、GPT及びγ-GPTの検査</p> <p>8 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</p>
メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p>

<p>する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>3 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定</p>
------------------------------------	---